

# 一人ひとりの尊厳が守られ、 共に生きるまち ぐぼうを目指して

社会福祉課人権・男女共同参画推進室  
☎0738-23-5508

## 人権を考える強調月間 11月11日(土)～12月10日(日)

人権とは、すべての人が生まれながらに持っている、人として幸せに生きていくために必要な、誰からも侵されることのない権利であり、日常の思いやりの心によって守られるものです。

御坊市人権施策基本方針に基づき、私たち一人ひとりが、さまざまな人権に関する問題について理解と関心を深め、差別や偏見のない明るい社会を築きましょう。

## 同和運動推進月間 11月1日(水)～11月30日(木)

御坊市では、市民の皆様とともに、これまで同和問題の解決に全力をあげて取り組んでまいりました。その結果、同和問題は解決に向かってはいるものの、今なお許しがたい差別事件が起こっています。さらに、全国的にみても、情報化の進展に伴って、インターネット上に同和地区と称して地名を書き込むなどの行為が発生しています。

このような中、「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28年12月16日に施行されました。

この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することをめざしたものです。私たち一人ひとりが同和問題を正しく理解し、「差別をしない、差別を許さない」という意識を高めていきましょう。

なお、同和運動推進月間の取組の一環として、**街頭啓発**を行います。

- ◇日時 ①11月1日(水) 7:00～ ②11月4日(土) 11:00～ ③11月7日(火) 16:00～  
◇場所 ①JR御坊駅前 ②ロマンシティ ③ロマンシティ

## 女性に対する暴力をなくす運動期間 11月12日(日)～11月25日(土)

女性に対する暴力をなくす運動期間の取組の一環として、**街頭啓発**を行います。

- ◇日時 11月14日(火) 10:30～  
◇場所 ロマンシティ ◇主催 御坊市、ウイズ・ア・スマイル

## 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

☎0570-070-810 (全国共通ナビダイヤル)

夫・パートナーからの暴力やストーカー、セクハラなどの**女性をめぐる人権のなんでも相談**を行います。相談は無料で秘密は厳守されます。法務局職員または人権擁護委員が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

- ◇相談日時 11月13日(月)～19日(日) 8:30～19:00 (ただし土・日は、10:00～17:00)  
◇問い合わせ 和歌山地方法務局・和歌山人権擁護委員連合会 ☎073-422-5131

## 11月は児童虐待防止推進月間 ～いちはやく 知らせる勇気 つなぐ声～

児童虐待社会全体で解決すべき問題です。虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所や社会福祉課福祉児童係までご連絡ください。

### ◇児童虐待とは

- ・身体的虐待…なぐる、ける、やけどを負わせる、おぼれさせるなど
- ・性的虐待…子どもへの性的行為、性的行為を見せるなど
- ・ネグレクト…家に閉じ込める、食事を与えないなど
- ・心理的虐待…言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど

あなたの1本の  
電話で救われる  
子どもがいます。



- ◇連絡・相談窓口 社会福祉課福祉児童係 ☎0738-23-5508  
児童相談所全国共通3桁ダイヤル ☎189